

つくば市議会傍聴規則の一部改正の概要
つくば市議会委員会傍聴規則の一部改正の概要

1 改正理由

【つくば市議会傍聴規則】

傍聴者が議場において水分摂取を可能とするため。

【つくば市議会委員会傍聴規則】

傍聴者が委員会室において水分摂取を可能とすることに加え、その他所要の改正を行う。

2 改正内容

【つくば市議会傍聴規則】

第8条第3号中「飲食」の次に「（体調管理のための水分摂取を除く。）」を加える。

【つくば市議会委員会傍聴規則】

(1) 第1条中「昭和62年つくば市条例第58条」を「昭和62年つくば市条例第58号」に改める。

(2) 第8条第3号中「飲食」の次に「（体調管理のための水分摂取を除く。）」を加える。

3 施行日

公布の日からとする。